

子供の貧困対策に関する有識者会議（第3回） 議事要旨

日 時：平成29年3月23日（木）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

出席者：

【構成員（敬称略、50音順）】

木戸 寛捺、櫻井 やえ子、新保 幸男、末富 芳、菅田 賢治、鉄崎 智嘉子、
馬場 博文、松村 淳子、宮本 みち子、武藤 素明、山野 則子、渡辺 由美子

【事務局】

西崎 文平 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

相川 哲也 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

児玉 泰明 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

付企画調整官

神山 修 文部科学省大臣官房審議官

小谷 和浩 文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）

吉本 明子 厚生労働省大臣官房審議官

川鍋 慎一 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

議 題

- 1．子供の貧困対策に関する大綱における重点分野について
 - (1)生活の支援
 - (2)経済的支援
- 2．子供の貧困に関する指標の見直しについて
- 3．その他

子供の貧困対策に関する大綱における重点分野について（生活の支援）

（事務局）

資料1「生活の支援について」という資料を御覧いただきたい。

まずは、保護者の生活支援についてである。2ページ目に「保護者が抱えている悩み」とあるが、ひとり親家庭の調査結果を掲載している。グラフを見ていただくとわかるように、日常生活において困っていることや不安に思っていることとして、仕事に関することや親との関係、毎月の家計のやりくりについての悩みが多く挙げられている。家計のやりくりや借金などの金銭に関する悩みだけではなく、ひとり親が抱えている悩みは多岐にわたることが見てとれる。こうした多様な悩みに対応するために、相談支援や個別の状況に応じた支援へのつなぎなどを行っている。

3ページ。生活困窮者自立支援制度については、今、全国901カ所の福祉事務所のある自治体の実施主体となっており、官民協働による地域の支援体制をつくっていく自立相談支援事業が基本であるが、その他いくつかメニューがあり、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給が必須事業に位置付けられている。

それ以外では、例えば一般就労に向けた日常生活の自立や社会的自立といった訓練を有期で行う事業。住まいのない生活困窮者に対して一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行う事業。家計再建支援という形で、家計に関する相談や指導あるいは貸し付けのあっせんを行う事業。子供への支援ということで、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や居場所づくりや養育に関する保護者への助言というメニューを、必要に応じてやっていただくことになっている。

制度が施行されてから約2年が経過しているが、各事業の進捗状況としては、ある程度推進ができてきていると考えている。

4ページ。生活困窮者自立支援制度の中でも基本となる自立相談支援事業について、各地で設置されている相談窓口で、生活困窮者の相談に応じてアセスメントを実施していただいて、個々人の状態に合ったプランを作成して、必要な支援の提供につなげるという事業である。就労の支援あるいは関係機関とのネットワークづくりや、地域に不足する社会資源の開発なども同時に行うことで、包括的な支援体制をつくっていく。

相談件数は、2015年度実績で22万6,000件、そのうち、プランをつくった件数が約5万6,000件といった実績が上がっており、新規の相談件数の約25%程度に当たる。特にプランの作成件数は、平成28年度について伸びる傾向が見られている。

5ページ。家計に問題を抱える生活困窮者の方々の相談に応じて、家計についてのアセスメントを行う家計相談支援事業についてである。それぞれの家計の状況を見える化して、家計再生の計画あるいは家計に関する個別のプランを

作成し、利用者の意思や意欲を引き出していこうという事業である。

生活困窮者の家計については、いろいろな問題が経済的問題となっており、あらわれる。そのため、家計の視点から相談支援を行うことによって、まず、経済的な問題の背景にある課題を理解し、再び生活困窮状況になることを防ぐ観点からも必要性の高い事業だと考えている。

家計管理の支援のほかに、家賃や税金、公共料金などの滞納という問題の解消、様々な給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸し付けのあっせんもこの事業の中で行っている。この事業は自治体の任意であるが、平成27年度は205、平成28年度は304の自治体を実施している。

6 ページ。ひとり親家庭に対する支援の一つとして、母子・父子自立支援員による相談・支援がある。ひとり親家庭については、基本的にこれまで各制度で父子家庭まで対象を広げているため、父子も対象となってきているという理解でいただければと思う。

この母子・父子自立支援員は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき都道府県知事等が委嘱する。支援員は、原則、福祉事務所におり、平成27年度末でいうと1,710人いた。支援員が、ひとり親家庭、特に母子家庭に対し、就業支援専門員と協力をしながら就業支援を行うほか、子育てや生活への支援、子供自身の心配事、あるいはお金の問題でいえば、離婚した後の養育費の問題、そういったメニューを組み合わせて支援につなげていく形になっている。KPIは、平成31年度までに相談件数を年間150万件にするということで、今、25年度実績で75万件、平成27年度で具体的に言うと75万1,507件の相談があった。

7 ページ。ひとり親家庭の生活向上事業についてである。母子家庭を中心としたひとり親家庭については、仕事と家事の両立が困難であり、家計管理や育児、健康の管理といったものが非常に大変だという問題がある。そのため、4つメニューを用意している。KPIとしては、例えば家計管理等の講習会の参加者数を年間延べ2万人にするという目標値がある。27年度実績は1万3,000人弱となっている。

平成27年度から、高校を中退したひとり親に対し、高卒認定の資格を取っていただいて、就業に結びつけていけないかということで始めた事業があるが、なかなか実績が上がっていない。KPIとしては年間5,000人を目指し、取り組んでいるところである。

8 ページより子供の健康確保についてである。

9 ページ。足立区で行った実態調査のデータを載せている。平成27年度に足立区内の公立小学校に在籍する全小学1年生を対象に実施されたもので、健康・生活に関する項目について、生活に困難を抱える世帯とそうでない世帯を比較しているものである。生活困難を抱える世帯の定義は、年収300万円未満、

生活必需品の非所有、ライフラインの支払いができなかった経験のいずれか一つでも該当する世帯である。

これは調査結果から幾つかピックアップしたものだが、虫歯の本数や朝食の摂取状況といった健康・生活に関する項目について、生活に困難を抱える世帯とそうでない世帯に差があることが見てとれると考えている。

10ページ。子供の食生活についてである。厚生労働省の乳幼児栄養調査結果は、乳幼児の食生活改善に役立てるために10年ごとに実施されているが、平成27年度より初めて家庭の経済状況と子供の食事内容の関連を調べている。

資料に載せているのは、社会経済的要因と野菜の摂取頻度の関係だが、そのほか果物、魚、大豆製品について、経済的な暮らし向きが「ゆとりあり」で摂取頻度が高い傾向が見られる。

また、資料には載せていないが、菓子や菓子パン、インスタントラーメン、カップ麺などは、経済的な暮らし向きが「ゆとりなし」で摂取頻度が高いといった傾向が見られる。

11ページ。学校給食について、主食、ミルク、おかずがある完全給食の公立での実施率は、小学校ではほぼ100%になっており、中学校では、年々増加しているものの、足元は約9割となっている。

都道府県ごとに中学校の実施率を見てみると、ばらつきがあり、神奈川県のように極端に低い県もある。

学校給食にかかる経費としては、施設費、設備費、人件費、食材費があり、保護者から食材費のみを学校給食費として徴収している。年間負担額は小学校では約4万7,000円、中学校では5万4,000円となっている。

13ページ。25の指標の一つである中学校卒業後の子供の就職率の推移であり、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の全てにおいて減少傾向にある。ただし、就職率だけを見ると評価が難しい側面もあり、例えば、就職率が上昇したとしても進学する者が減っている場合が考えられ、一概に上昇したから改善している、悪化しているとは言えない。そのため、進学率とあわせて見ていく必要があると考えている。

14ページ。同じく25の指標の1つである高校卒業後の就職率についてである。全体的に横ばい傾向にあるが、特に児童養護施設については高い水準にあることが見てとれる。子供の就労支援は、若年無業者を生まない観点からも、進学に関する支援とあわせて、しっかりと対策を行う必要がある。

15ページ。「地域若者サポートステーション」についてである。若年人口が減っている中で、15～34歳で非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者という定義の「若年無業者(ニート)」は約60万人おり、高止まりの状態である。その中で、平成18年度から、地域若者サポートステーション事業、通称サポス

テを実施して、NPO法人などの民間団体を通じて、若年無業者の方に対して就労に向けた支援を行っている。

サポステでは、キャリアコンサルタントが1人1人の状態に合った相談支援を行うほか、コミュニケーション訓練などのステップアップのためのプログラム、就職活動に向けての講座、保護者向けのセミナーの実施、職場見学や職場体験などの職業的自立に向けた支援を行っている。

一部のサポステでは、合宿形式で本人の自信や意欲といったものの回復を図るサポートのほか、職場に必要な基礎的なスキルや就職活動に向けての基本的な知識の獲得を集中的に実施している。就労後は、職場定着のためのフォローを実施しており、より安定した就職後のステップアップに向けた支援を実施している。

この事業については「ニッポン一億総活躍プラン」に基づいて、高校などの関係機関との連携を強化して、アウトリーチ型による切れ目のない就労支援を実施するなど、高校中退者の若年無業者に対する就労支援の一層の推進を図っていくこととしている。

16ページ。若年者雇用対策についてである。若者を取り巻く就職環境は、近年、改善は進んでいると考えているが、未就職の大卒の方がある程度存在しているため、引き続き、若い方の安定した雇用を確保するために就業支援に取り組んでいく必要があるという認識である。

新卒者に対しては全国に57カ所ある「新卒応援ハローワーク」を中心に、ジョブサポーターによる学生の適性やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施している。

また、フリーターに対しては、全国に28カ所ある「わかものハローワーク」を中心に一人一人の課題に応じた正社員就職に向けたプランを作成するほか、必要に応じてマンツーマンで職業相談や職業紹介を行っている。このように、基本的には、若い方の安定的な就職を支援することを目指している。

18ページ。社会的養護の現状についての資料である。例えば、里親委託あるいはファミリーホームへの入居、乳児院、児童養護施設といった社会的養護関連の施設の現状を載せている。

19ページ。昨年の児童福祉法の改正の柱は大きく2つあり、1つは、家庭養護の推進をしていくことである。基本的には、特に小さい子供は、家庭で育ち、成長していくことが一番望ましいが、実際問題として困難な場合がある。虐待の問題もあるほか、保護者の養育力がない場合の対処として、施設入所が非常に多い状態である。

子供にとって家庭での養育が最善の方法である。それが不可能ならまず家庭と同様の養育環境を考える。家庭と同様の環境として、まず、養子縁組や里親・

ファミリーホームの委託をまず考えていく。これらが困難な場合は、児童養護施設の入所等が考えられる。既に施設の小規模化に取り組んでいるが、いわゆる小規模型、ユニット化した少人数の家庭により近い環境で、子供の成長を支援していく。これら一連の推進が家庭養護の推進である。

次の20、21ページにおいて説明しているが、児童福祉法改正のもう1つの柱は、自立支援である。施設には、児童養護施設や自立援助ホームなどがあるが、児童福祉法は基本的に18歳未満の児童を対象にしている。法律には明確な定義があるが、実際問題として18歳を過ぎたら自立できるかということ、そうはならない場合もある。そこで、昨年、法律を改正し、自立援助ホームの対象者が20歳までだったものを、20歳を超えた場合でも必要がある場合は支援をすることを法律に明記した。しかし、自立援助ホーム以外、例えば児童養護施設の子供も、18歳を過ぎると必ずしも自立できるというわけではない。

21ページ。そこで、平成29年度から社会的養護自立支援事業を創設し、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者についても、一人ひとりの子供に応じた支援が必要であるため、場合によっては20歳を過ぎても22歳まで、引き続き支援が必要な場合は支援をしていくこととした。この事業には、様々な支援の方法が想定される。例えば、自立援助ホームについては20歳を過ぎても進学する場合は法律で書いてあるが、実際には進学できない子供や仮に進学しても中退する子供、病気になる子供もいる。様々なことを考えると、やはり進学以外にも、きちんと支援が必要な場合には支援をすることが必要である。

大きく考えると、1つは、一般の住まいがあり、かつ、ある程度就職なり進学ができていう場合がある。それ以外にも、なかなか住居が見つからない場合、例えば今まで居住していた里親の家庭や施設に住み、そこで自立に向けて準備していく場合もある。現在、この事業については、子供に合った形での支援メニューができるように具体的な実施要綱案を作成している。

23ページ。住宅の支援についての資料である。住居の状況として、父子世帯については全世帯とそれほど違いはないが、母子世帯については公営住宅に住む人の割合が高く、持ち家に住む人の割合が低くなっている。また、全国消費実態調査をもとにした可処分所得のうち、どれだけ住宅費に用いられているかを算出したものだが、母子世帯の住宅費負担率は、2人親世帯と比較すると約3割程度高くなっていることが見てとれる。

24ページ。低額所得者、高齢者、子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する方のため、安全で適正な規模の賃貸住宅に安心して居住することができるように、住宅セーフティネットを構築する取組を実施している。

現在、国土交通省から、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に

関する法律、いわゆる住宅セーフティネットの法律についての一部改正法案が国会に提出されているので、それに関する資料を掲載している。

この法案は、人口減少と厳しい行財政事情のもと、公営住宅の大幅な増加は見込めない状況である一方で、民間の空き家、空き室が増加していることから、住宅確保要配慮者増加に対応するため、空き家の活用を促進すること。また、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築によって、住宅セーフティネット機能を強化するという狙いとしている。

柱としては、1つは、空き家などを活用するための賃貸住宅の登録制度を創設すること。もう1つは、円滑な入居のための支援策として、住居支援を行う法人を居住支援法人として指定したり、適正に債務保証を行う業者について、住宅金融支援機構の保険引き受けを可能とするなどの措置をしたりまた、生活保護受給者の住宅補助費の代理納付を推進するための措置を講じたりすることである。

(渡辺構成員)

1点目。学校給食については、非常に重要であると考えている。中学校の学校給食実施率がまだ少ないということで、ぜひ完全給食の実施に向けてほしい。地方自治体では、給食の無償化を行うところが出てきている。現物支給として非常に有効かと思うので、給食費の負担を家庭からなくすという方向性が出てくると、非常に低所得の御家庭にとっては負担減になるのではないかと思う。そのあたりも何か考慮ができればよいと思っている。

また、夏休み等の長期休みは、給食で主栄養をとっている子供は、どうしても本当に栄養が足りなくなるということで、私どもでやっている居場所などでも、夏休みは朝からあけて、毎食御飯を出している。居場所などにアクセスできない子供の中にはおなかをすかせている子供もいると思われるため、子供食堂みたいなこともいろいろとネットワークの中で出てきているが、それを皆さんともう少し課題共有をしながら、長期休みなど必要なところでより頻度を多くしていただく、そういう流れができたりするといいのかなと思っている。

2点目。ニートの問題について、高校中退をされた方の支援も重要ではあるが、低所得世帯の子供が高校に進学しても、高校の中退率が非常に高い。高校中退と所得の関係についての調査結果があれば、ぜひ拝見したいと思う。実態として、例えば非常に困窮度の高い区の中学3年生が平成27年度は23人進学したが、1年後に調査したところ、既に4人が中退をしており、5人が留年の可能性がある状況だった。中退の原因は様々言われているが、私たちが学習支援をやっている中では、アルバイトが忙しかったり、そもそも勉強が好きではなかったりと、高校に入っても勉強や生活のサポートをしていかなければ、勉

強から遠のいてしまい、1年生の時点で赤点が幾つもたまった結果、留年になってしまうので中退するといったようなところである。学校生活の根本の勉強や生活を支えるところが弱いため、中退率が低所得のほうが高いのかなと思う。そういう意味でも、低所得世帯の高校生の中退予防を四谷で少し始めたのだが、今までなかなか高校生の学習支援や高校生の居場所支援みたいなのところなかった。そうしたところがあることで大分、中退をしてしまう子が減って、60万人という数が少し減っていくのかなと思う。

四谷のあるケースでは、高校を中退した後で行くところがなく、すぐには就職に行かないため、2、3年ひきこもり状態でいた子供が、このままではだめだからということで来ているが、高卒の資格を取るにしても、苦労があるなど考えている。ここで中退直後のつながりがあるが、高校中退をする前からの予防と、うまい連携ができると、このニートの課題はもう少し改善するのではないかと考えている。

3つ目。住宅費の補助は非常に有効だと思っている。資料によると、住宅費の負担率は、母子世帯が17.7、夫婦と子供がいる世帯が13.9ということで若干の差があるが、母子世帯は、本当はもっと広いところを借りたいのだけれども、お金がないので家賃を圧迫している中でのこの状況ということである。子供部屋のような個室や、勉強部屋もないために低所得世帯の子供の学力が下がってしまう。

勉強机がないので、勉強するところはテレビが目の前にあるリビングで、集中して勉強はできないからもうやらないだとか、膝の上やお盆でやるしかないという状況がある、もう少し住環境がよくなることで、家庭全体の状況がよくなってくると考えている。

そういう状況で、入居を拒まない賃貸も重要であるが、家賃低廉化のような政策を進めていただき、母子家庭や父子家庭といった低所得世帯が、住居確保について安定できるとよいのかなと考えている。

(山野構成員)

1点目。高校中退の問題についてである。大阪で調査を実施したが、大阪府が府内の自治体と共同実施をする形でやっており、すごい結果が出てきている。

この間、NHKスペシャルでも報道していただいたが、困窮度別に見ると、困窮度が高くなるにつれ、中退率が高くなる。母子家庭が非常に高くなるという結果だった。

年齢も5歳児と小学5年生と中学2年生の3つの年齢層で全数に近い調査をしており、5歳児がいる保護者のほうが、大卒は多い。学歴社会が親の年齢が若いほど浸透して大卒は多いが、中退も多いという形で、ドロップするという

ことが見えてくる。今の問題は、つまり教育委員会部門と福祉部門とで分かれてしまっているため、サポートステーションのような中退に対して対応していくところと、学校教育とがリンクしていない感じがある。そのため、大阪でもずっと議論しているが、学校をやめてしまうと教育委員会からは手が離れてしまう。制度がたくさん打たれることはすごくうれしいが、制度と制度のつながりというところで、非常にもったいないと思っている。

2点目。ひとり親家庭についても、大阪の実態でも顕著だったのは、おおむねこの自治体でも困窮度、つまり貧困ラインと言われている以下の人の家庭でも、10%近くは児童扶養手当を受けていない。確実に児童扶養手当の対象になる世帯だと思うが、を受けていないのである。その理由は様々あると思うが、これをどうやってフォローするのかということである。

同じような意味で、ひとり親の養育費について、例えば企業から天引きするアメリカのやり方や、スウェーデンの一旦行政のほうで養育費の立て替え払いをし、対象の方に支払っていただくのは後で実施する仕組みなどの海外の例もある。大阪の調査でも養育費が支払っている例が非常に少ないので、母子、父子への支援を、民に任せるのではなく、公の仕組みとして養育費に絡む方策、もう少し企業などと共同しながらできることなど検討できないのかということである。

3点目。家庭教育をどう支援するのかである。大阪の調査結果を見て愕然としたが、悲しくなるぐらい実態が数字きれいに出てきている。虫歯の問題のほか、様々な問題を見ると、家庭教育の支援をどうするのかというところを、親の問題というのではなく、ここまで追い込まれている、ここまで現実が切実になっていると思った。

例えば、5歳児に絵本を読み聞かせているのは、厳しい状況の困窮度の場合、半数に満たず、中卒や高校中退の場合は約30%だったかと記憶している。しかし、中央値以上や大卒の人であれば7、80%台と差が明らかだった。

虫歯の話も同じであるが、家庭教育支援をリンクしていくことができないのか。もうちょっと徹底して、家庭のしつけに物申すではなくて、家庭教育を支援するような、根本的な家庭教育の基盤が弱くなっていることへの手立てが要るのではないかと考えている。

(文部科学省)

学校給食について、確かに完全給食の実施率は、小学校も100%まで達していない。小学校が100%に達していない理由について、網羅的に把握しているわけではないが、地域柄で、弁当を持っていくことが通例となっているような地域がある。そうでないところでも、例えば、院内学級の中で病院の給食をとって

いる児童生徒がいるといった事情がある。

中学校については、小学校と比べても給食実施率が低い状況にあるが、特に実施率の低い神奈川県も、この調査結果後、横浜市では弁当の提供を開始した。近年、川崎市など一部自治体で給食の導入を推進している。そのため、もう少し給食実施率も上がるのではないかと考えている。

学校給食の実施は各自治体の努力義務ではあるが、文部科学省としては、各自治体で学校給食を実施していただけるよう、引き続き学校給食の普及・充実に推進していく。

2点目。高校中退の関係について、経済的な状況とどのようにリンクしているのかということまでは調査できていないが、例えば経済的理由による高校の中途退学者の割合を見ると、平成27年度で2.8%である。

一方で、母子家庭、父子家庭が必ずしも所得が低いと決めつけるわけにはいかないが、内閣府の調査、これは宮本先生が中心となられたものと承知しているが、平成22年度に実施された高校中退者についての調査を見ると、母子家庭については21.1%である。平成17年の国勢調査の全国平均は5.8%であるため、やはり割合は高い。父子家庭については3.5%であり、同じく国勢調査の全国平均と比較すると1.1%ということで、かなり割合は高いことになっている。

中退予防という観点も当然必要であり、高校で多様な指導ができるような指導員も、平成29年度予算でも計上している。一方で、中退した方が次に行き場がないということにならないよう、学校はやめたけれども就労ということだったら考えてみたいという若者が相談できるような形で、学校と地域若者サポートステーションが連携して取り組んでくださいということは、厚生労働省と文部科学省の関係局長の連名で通知をして、お願いをしている。それが現時点で全部できているのかという指摘になると、できていると胸を張って言える状況ではないが、進めていきたいと考えている。

さらに、地域若者サポートステーションについては、就労支援で非常に優れた取組みをしている。新卒者でみても、高校から新卒で就職される方の就職内定率は9割程度あるが、中卒で新卒で就職される方は就職内定率が3割程度であり、例えば資格という面で見ても、保育士が非常に不足していると言われていたが、保育士試験は受けられない。あるいは地方では建設業が非常に人手不足だと聞くが、現場の主任技術者などになるために必要な施工管理技士の資格なども、やはり高卒でないと取れないという問題がある。通信制高校は今、株式会社立などもあり、中退者のうち経済的に余裕があり、そういったところで勉強できる方、あるいは塾で勉強をして高卒認定資格を取れる方はいいが、そうでない方に対しては、自治体が高卒資格認定試験を受験できるための学習相談や学習支援の場を設けることが必須だと考えている。

平成29年度の新規事業になるが、学びによるステップアップ支援促進事業と銘打っているものがある。2,000万円ほどの予算で、全国4カ所での試みだが、図書館等の社会教育施設において、教員のOBや教育委員会の指導主事などを務められた指導力の高い方、進学校における生徒の指導力ではなくて、学習の課題を抱えている子供たちに対する指導力の高い方が学習相談員になっていただいて、その子供に合った教材を教えてあげる。あるいは、そもそも高卒認定試験を中卒者の4割が知らないというデータもあるため、こういった高卒認定試験もある、次の専門学校や大学に関しても授業料減免の制度がある、奨学金はこれぐらいで借りられる、今度給付型奨学金もできる、そういったことも教えられるような人をまず配置するということである。経済的に厳しい家庭だと落ち着いて勉強できる場がないので、図書館等の施設の中でそういった学習スペースも設けて、ボランティアの方に支援していただくようなモデル事業を始めたいと思っている。

落ち着いて学べる環境がないことは、高校生や小学校、中学校の子供たちも同様だと思っているため、そういった点については、地域未来塾などで引き続き充実させることで対応していきたいと考えている。

3点目。給食の費用負担について、学校給食を無償化すべきだという指摘があることは承知しているが、学校給食法において、施設整備費や人件費等は学校の設置者が負担し、食材料費については保護者の負担とすることが原則である。食材料費については、仮に学校給食費の平均額に完全給食を実施している公立小中学校の児童生徒数を乗じて単純に計算すると、約4,400億円になるため、それぐらいの財源を確保しないとなかなかできないというのが現状である。

一方で、生活に困窮されている保護者に関しては、生活保護による教育扶助等において、学校給食費が支給される。また、準要保護者に対しても、各市町村の定めるところではあるが、就学援助の一部として学校給食費の援助が実施されている。

子供の貧困対策に関する大綱における重点分野について（経済的支援）

（事務局）

1ページ。子供の貧困率と子供がいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率についてである。

子供の貧困率の推移について、6人に1人と聞くことも多いが、厚生労働省の「国民生活基礎調査」に基づくものとして、緩やかな上昇傾向にあり、直近値が2012年で16.3%となっている。一方、総務省の「全国消費実態調査」に基づくものが、昨年初めて公表され、直近値である2014年は、前回調査時よりも2ポイント低下している。

子供がいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率は、どちらの調査でも直近値は5割程度ということで、高い水準にあることが見てとれる。

2ページ。2つの調査が出てくるが、どちらが正しいのという疑問がよく呈される。両調査ともに信頼性の高い国の統計から、OECDの作成基準に基づいて算出しているものであり、どちらが正しくてどちらが間違っているというものではなく、それぞれ目的と調査方法が異なっているため、どちらか一方を重視するのではなく、それぞれの数値の傾向を見るのが重要と考えている。

また、貧困率については、世帯の資産が評価されない、算定の基礎となる所得に現物サービスが含まれないといった指標としての制約限界があるため、これのみをもって子供の貧困の状況の評価するのではなく、25の指標を総合的に見ていくことが求められているものと考えている。

3ページ、4ページ、5ページ。児童扶養手当制度の概要の資料である。昨年法律改正をして、多子加算、いわゆる2人目以降の手当額について、最大倍増となった。これについては、今年の8月1日施行であり、支給月からいうと今年の12月支給分から施行されている。

今まで第2子については5,000円であったものを、最大で1万円、第3子については、3,000円であったものを最大6,000円に引き上げた。この引き上げは第2子について言えば36年ぶりに大幅な引き上げをした。

先ほど山野先生から、児童扶養手当について10%、困窮度 の人が受けていないという話があったが、児童扶養手当制度の改正も今回しているため、基本的には自治体でPRはしていただいていると思う。児童扶養手当を受給していないということが、制度を知らなくて受給していないのか、知っているが申請をしないのか明らかではないがスタンスとしては、児童扶養手当は特に母子家庭にとっては非常に大きな経済的支援の柱になるものであり、支援が必要な方についてはきちんと周知をし、支給要件にかなうのであれば受給していただくと考えているので、引き続き注意をしたいと思う。

6ページ。児童扶養手当をどのくらいの人を受けているかという推移が書いてある。一時期増加していたが、平成24年度から受給者数は減少傾向にある。

7ページ。医療費の自己負担についてである。先ほどの生活の支援の説明で、子供の健康に関して足立区の子供の健康・生活調査では、生活に困難を抱える世帯とそうでない家庭に差があるという結果が出ていたが、もし、医療が必要になる場合には、貧困を理由に子供が医療機関にかかる機会が阻まれないようにしなければいけないと思っている。今の医療保険制度では、6歳未満の義務教育就学前の一部負担割合は2割になっているが、医療保険の中では高額療養費制度があるので、計算式にあるように、実際は高額療養費限度額までの負担ということになっている。

8 ページ。乳幼児の医療費助成制度についてである。これは基本的に国の制度ではなく、各自治体が取組みされている制度である。また、医療保険制度における自己負担についても、医療費の助成が行われている。対象年齢や所得制限は一律ではなく、それぞれの自治体の取り組み状況によって異なるが、基本的には全ての都道府県がその管内の市町村に補助を行い、各市町村が実施をしている。

9 ページ。母子父子寡婦福祉資金という貸付金についてである。これは終戦後、間もなくできた制度で、かなり古い制度である。もともと母子父子自立支援員というのは母子相談員という形でスタートしていて、主な仕事は、貸付金の相談を受けるという仕事であった。先ほど申し上げたように、父子家庭も対象にしているので、父子家庭も貸付金の対象になる。

貸付金には様々な種類があり、事業開始資金から修学資金、就職支度資金、結婚資金まで、全部で12種類の貸付金がある。

11 ページ。生活保護について、高校生の収入認定除外の取り扱いである。生活保護制度というのは、利用できる資産や能力、そのほかあらゆるものを活用することを前提にしているため、例えば金銭収入は基本的に全て収入認定することが原則になっている。一方で、生活保護の目的については自立助長という観点があるため、特定の金銭収入のうち、自立のために使われた分については収入認定から除外する、つまり、その金額は手元に残るとしている。子供の貧困対策に取り組むという視点からも、生活保護世帯の子供の大学進学や就職による自立を支援することは非常に大事なことであり、平成26年度から、高校生などのアルバイト収入については、大学の入学料や受験料などの進学のために事前に必要となる経費などを含めて、自立のための経費であると考えられるため、収入認定から除外をしている。平成28年、昨年7月からは、奨学金についても同様に収入認定から除外して、その金額が手元に残るように運用を改めている。

12 ページ。養育費の取決め状況である。平成23年度の調査結果ではあるが、日本における離婚の大半を占める協議離婚について、母子、父子ともに養育費の取決めがないケースが多い状況であるということが、見てとれると思う。また、取り決めていても文書を交わしていないケースが多いことが見てとれる。母子家庭では3割、父子家庭では4割程度である。

養育費の受給状況を見ると、同じく平成23年の調査結果であるが、養育費を現在受け取っているもしくは過去に受けたことがあるものが、母子家庭で4割、父子家庭では1割に満たないという状況になっている。

13、14 ページ。養育費確保に関する主な取り組みを紹介している。母子及び寡婦福祉法に養育費の支払いの責務を明記したことを皮切りに、養育費算定基

準の周知や強制執行手続の改善、養育費の相談支援の仕組みの創設などが行われてきた。昨年10月には、養育費と面会交流の取り決め方や、その実現方法についてわかりやすく説明したパンフレットを作成し、市町村の窓口において離婚届用紙と同時に配布することを始めている。

また、「養育費相談支援センター」で各相談を受け付けていることに加えて、各自治体でも養育費の相談事業をやっているため、その中でも難しいケースやアドバイスを受けたいものについては、各自治体からこのセンターに相談することができる。

16ページ。養育費の話で、山野先生から企業からの天引きなどという話があったが、その関係でいうと、法務省でいわゆる民事執行の見直しに向けた議論として、財産開示手続の見直しや、債務者財産に関する情報を取得する制度の創設について、検討を進めている。

(未富構成員)

11ページの経済的支援の中で、生活保護世帯の高校生等の収入認定除外等の取り扱いについては、恵与金、貸付金、アルバイト収入が認定除外されていることは非常にいいことであるが、実際、現場での運用が自立を前提としているため、高校生に対して自立の計画書というものを出させる。これは、志望進路を変えるたびに、書き直す必要があるため、アルバイトなどで忙しい高校生の時間的負担となっている。高校生の進路は、日々考えることが変わっていくことから、何かに使う際、志望が変わったため計画書を出すように言われるため、生活保護世帯の高校生を追い詰めるという運用となっている。

そのため、自立の計画書のあり方も含めて、金銭面では確かに随分よくしていただいたとは思いますが、高校生の若者期で基本は不安定なときに、自立につながるといったときには、ある程度、進路の振れを考えた運用にしていきたい。

特に具体例の中で、使っていいものを書いてあるが、実は専修学校や大学等のオープンキャンパスの参加費、交通費が認められないケースがあり、これは非常に問題だと思っている。

一つは、自分に適した進路を見つける機会を奪われていること。

もう一つは、自立のための最小限度の考え方の中にオープンキャンパス等の進路を考えるための経費が含まれていないことがよろしくないという原則論的なところになるが、より適した進路を見つけられるための経費も含めて、最小限度の考え方を若者期の実態に当てはめて運用していただくことが望ましい。自立の計画書のあり方については、早急に改善していただければと思っている。

(鉄崎構成員)

児童扶養手当の第2子、第3子の増額はずっと長い間言っていて、やっとという感じである。同時に、同居親族の所得の撤廃化あるいは同居の場合は所得制限をずっと上げていただきたいと思う。

以前は、1,000万円ほどの所得制限だったが、今は母子家庭の所得制限と同じだけのものを同居家族の誰かが持っていたら、それで児童扶養手当はもらえない。私は、山野先生と一緒に大阪の調査のほうにかかわっていて、これを全然もらっていないという数字が出ているが、当事者団体としてこれは、どういう場合があるのか、単に知らないというだけではなく何か隠れた原因があるのではないかということで、一生懸命それを探している。

例えば同居親族がいて、母子家庭自体は幾ら収入が少なくても、同居親族の誰かが350万円以上の収入があるために、もらいたくてももらえてないというケースもあるのか、それとも何か手続の関係があるのか。現在調べているところであるが、少なくとも児童手当が大体1,000万円ぐらいの所得制限になるため、ぜいたくな話だが、児童扶養手当も同居の親とか兄弟の場合は、撤廃していただきたい。また、第2子、第3子が倍になっているが、これも所得によって段階的に削られるため、最終的には月1万円を切れる金額になる。そのため、もう少し余裕を持たせてあげてほしいと思う。

子供の貧困の一番の解決は、親の経済的自立だと思う。様々な子供教育や子供の食育があるが、最終目的は親と子が一緒に食事をし、一緒に過ごす時間を少しでも増やしてあげることが一番の教育であり、子供の成長だと思う。普通の家庭の生活をさせてあげて、親と一緒に食事をする。どうしても必要な場合に、食事の場所を与えてあげることも1つだが、究極の理想は、親と子が一緒に食事ができることである。そういうことを目指して、子供の貧困の解決をやっていっていただきたい。

就労の話では、母子家庭の自立ということは経済的自立だが、求人、求職の実態として、両方減っている。以前のように求人が絶対少ないということはないが、これは大阪の人口の減少もあると思う。それが一番原因だと思うが、求職と求人が少ないということは、仕事を与える場合のミスマッチが起こりやすい。結局、求職側の求めているものが事務系が多いというぜいたくなこともある。ただ、求人の状況を見ていると、非常に正社員が少ないことは変わっていきなく、半分以下である。また、雇用形態、賃金という雇用条件が全くアップしていない。現在、給料を上げる、手当、ボーナスを上げることが言われているが、非常勤の場合はそういうものもないため、本当に雇用条件が全くレベルアップしていない。どうしてだろうかと思うが、安定就労が得られるように、国そして行政が、企業に何らかの働きかけをするか、そういう雇用形態の

1つの規制という形を改める根本的なことをしていただかないと、子供の貧困は、幾ら貸し付けを与えても、それは逆に貧困が増すばかりのことであるため、何らか働く人の最低生活の保障、そして経済的、精神的な自立をお願いしたいと思う。

また、自立支援員の雇用形態や法律の文言が変わるということを知っている。文言として、自立支援員は非正規、非常勤でよいという文言が入っている。要するに、キャリア的なケースワーカーとかそういう方々の給料が非常に少なく、20万に足りないと思う。また、非正規でよいということは、身分の安定もなく、自分の給料がそれだけ少なくて相談を受けることができるのだろうかと思う。

(菅田構成員)

1点目。就職の話が出たが、先日、社会的養護を退所した子供の進路を含めた支援をどうするかというセミナーが全社協であり、そのときのシンポジストの1人が、今の高校生の就職の仕組みは問題があるのではないかと言っていた。それは、ハローワークと学校の就職指導の担当者とは連携がとれていて、就職率も非常にいいが、3年以内に退職する割合が非常に多いからである。

その理由は、新卒採用の求人票は、非常に難解な書類であり、高校生が見ても、内容がよくわからない上に、就職先が全く見えてこない。就職先が見えない就職であるため、入ってみて、このようなところではおかしい、僕には合わない、私には合わないという形でやめていくことが多い。そのため、企業が見える就職指導をしないといけないのではないかとことを言っており、私もそれは同感である。

2点目。生活支援の資料の10ページについて、生活保護世帯の子供の食事内容で、1日ゼロ食が休日41.1%となっていて、母子生活支援施設が調査先になっているが、このようなことはあり得ない。とりわけ施設であると、私のところもそうだが、今週末から春休みで毎日が休日になる。必ず昼食は職員と一緒に子供たちはとっている。1日ゼロ食などはあり得ない。私は、これはデータとして非常に疑問を感じる。

(渡辺構成員)

1点目。生活保護家庭の高等教育、大学進学に関してである。指標としては大学進学率を上げようということが出ているかと思うが、実態として、生保家庭の子供が大学進学等をするとき、世帯分離をしなければならないということが非常に厳しいハードルになっていると思う。

学費等は高校のときに少しためていたようなお金では足りないため、奨学金で借りて、自分の生活費に足るものも稼がなければいけないこと。また、実態

として、生保家庭から大学進学に行く子供の多くは世帯分離の分の収入が減ってしまうため、幾らかでも仕送りしようという努力をしている。私の団体で見ていた子供も1人、生保家庭で大学に行くが、頑張って3、4万だけでも仕送りしたいと言っている状況で、非常に厳しい。

今の基準でいくと、世帯分離で1人抜けると5、6万減ってしまうが、実態として、転居することが非常に難しい。住居費、住宅扶助みたいなものも人数割りでやるが、子供が1人出たからといって、もう少し家賃の安いところに引っ越しをするお金と労力を考えると大変なのである。希望としては、子供が少ない中で、生活保護世帯の中から大学に進学しようと非常に意欲を持っている子がいること自体がすばらしいため、できれば世帯分離ということはなく大学進学させていただきたいと思う。もしどうしてもそこが一拳に外れないということであれば、せめてその部分で世帯分離をするときには、2分の1算定にする、住宅扶助の部分で少し勘案するなど、もう少し柔軟い仕組みになるといいと思っている。

2点目。養育費に関しては、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思っている。新算定表というものが出ているが、あまり行き渡っていない。養育費の受給状況で、取れていない家庭のほうが多いということと、新算定表でやればもう少し額もふえてくるため、もう少し貧困率なども改善すると思う。そういう意味では新算定表を行き渡らせると施策にもあるが、しっかりやっていただいて、適正な養育費を取れるようにすることを、国に加え、民間などでもやっていく必要はあると思っている。

(文部科学省)

高卒の3年以内の離職率について御指摘のとおり、確かに平成25年度の厚生労働省の調査では、40.9%ということで、非常に高い割合である。

ただ、これは短大卒においても41.7%、大学卒においても31.9%であるため、そもそも進路を選ぶときに、実際に働く場をイメージしながら選んでいけるのかというところが、学校教育においてきちんとやらなければいけないことだと思う。

そういった意味で、例えば職場体験やインターンシップは非常に有効かと思っている。例えば高校におけるインターンシップについては、公立高校の全体で82%がやっているとのことだが、実際にインターンシップを経験した方の割合を聞くと、職業に関する学科は71.3%と多いが、普通科では22.2%と非常に少ない。こういった点については問題意識を持っており、職場体験やインターンシップなどをやりながら、実際に自分になりたい職業を考えていけるようなキャリア教育あるいは職業教育の充実を進めていきたいと思っている。

(厚生労働省)

生活保護関係について様々な御意見をいただいたが、しっかり御意見として承りたいと思う。

先ほど鉄崎構成員から言われていた母子・父子自立支援員の非常勤の話だが、昨年、児童福祉法を改正したときに、母子・父子自立支援については、原則非常勤という法律上の規定を削除した。母子・父子自立支援員の勤務形態については自治体の裁量によるため、厚生労働省として言えることは、法律上の制限を無くしたということである。

(鉄崎構成員)

それは分かっているが、地方自治体の大阪としては、変わらない。多少給料が上がっているが、何とか指導してほしい。

子供の貧困に関する指標の見直しについて

(事務局)

子供の貧困に関する大綱において、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくために必要となる新たな指標の開発に向けた調査、研究の実施について検討するという事になっている。昨年7月に実施した第1回の有識者会議においても、平成28年度の調査研究の方向性について報告をさせていただいたが、その報告を踏まえ、今回、子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性について整理を行った。

資料3について説明する。現行、25の指標を大綱で設定されているが、指標の見直しに当たっての方向性を整理するに当たり、まずはどういう視点でやっていくのかについて整理をした。

1ページ。大綱において、子供の貧困対策は、貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目的としているが、この目的の達成のために、教育の機会均等、健やかな成育環境の確保を目標にして、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援等の関連施策の推進をしている整理をした。指標は、この動向に基づいて関連施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しを行うために設定されている。

こうした2つの視点を踏まえて、1ページの2の指標の体系化の(1)を見ていただきたい。法や大綱における子供の貧困対策の目標に応じて、把握すべき状況を設定し、それぞれに対応する指標を選定することで指標の体系化を行った。施策からKPI的に積み上げていくよりも、目標から演繹的におろしていったというイメージである。こうした体系化をすることで、子供の貧困をより多

面的に捉えることが可能なのではないかと考えている。

具体的には、参考資料1「子供の貧困に関する指標(案)」で、ビジュアル化している。目標については、教育の機会均等の確保及び健やかな成育環境の確保という2つに分類整理をした。

前者については、就学等の状況、学習習熟度、さらに就学環境の整備というものを把握すべき状況とした。後者については、健康・生活習慣、社会とのつながり、保護者の就労状況、所得を把握すべき状況とした。こうした目標分野に応じた把握すべき状況という体系化を踏まえて、国における関連施策の実施状況や対策の効果等の検証評価のために、意義があって、追加することが望ましいと考えられる指標を検討した。

2ページ。現行の指標の課題である、新たに把握する必要があると考えられる状況をそれぞれ目標ごとに記載をしている。「教育の機会均等の確保に関する指標」については、進学率をはじめとする就学等の状況はさまざま設定されているが、安定した生活につなげるという観点から、重要な高等学校中途退学の状況について、把握対象を生活保護世帯から拡大することが必要なのではないかと考えた。それから、将来の貧困を防ぐという観点から、学力を身につけることが重要であるため、学力に課題のある子供の状況の把握も必要なのではないかと考えた。

「健やかな成育環境の確保に関する指標」については、将来の貧困を予防するという観点からは、適切な栄養の摂取や発達段階に応じた生活習慣の確立など、健康・生活習慣に関する状況の把握というものが必要と判断をしている。

また、貧困の状況にある保護者、子供は、一般的によく言われるが、社会的孤立が原因で一層困難な状況に置かれる。こういったことを防ぐためにも、社会的つながりの状況を把握することが必要と考えている。

さらに加えて、ひとり親家庭の親について、その就業率の高さに比べて、相対的貧困率が非常に高い。特にひとり親家庭については、世帯の生活が安定していないと考えられるため、ひとり親家庭の親の就労や経済状況の把握が必要と考えた。

こうした現行の課題を踏まえて、2～3ページ目にかけて「3 現行指標に追加すべき新たな指標」を整理した。現行指標の課題である高等学校中途退学の状況について、高等学校中途退学率を現行の生活保護のみならず、全ての子供について把握することとしたいという形で、新たな指標として追加することを考えてはどうかと整理した。

次に、学習習熟度の把握について、学力に課題のある子供の状況については、学力に課題のある子供の割合について、全ての子供について把握することとし

ではどうかと考えている。

続いて、生活習慣に関する状況については、適切な栄養摂取の状況や生活習慣の状況を把握するという意味で、代表的な指標と考えている「朝食欠食児童・生徒の割合」を把握することとしてはどうかと考えている。

社会的つながりの状況については、貧困の家庭の保護者や子供の社会的つながりを、必要なときに相談できるあるいは頼れる相手がいるのかを把握するのはどうかと考え、相談相手が欲しいひとり親の割合、それから必要な頼れる相手がいない人の割合をそれぞれ把握することとしてはどうかと考えている。

ひとり親家庭の経済状況に関する把握について、ひとり親家庭の生活の安定のためには、今も保護者の就業率は見ているが、これをもう少し踏み込んで、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合を追いかけていく必要があるのではないかと考えた。

ひとり親家庭の生活の安定のためには、養育費の確保が保護者の所得の下支えとなるため、ひとり親家庭で養育費の取り決めをしている割合を把握するとともに、取り決めがあったとしても、養育費を受け取っていないことも多々あると考えられるため、ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合も合わせて把握することとしたいと考えている。

3ページ。高等学校中途退学率、学力に課題のある子供の割合、朝食の摂取状況については、それぞれ中退の話については中退を防止することにより、将来の安定した生活につながるということが非常に重要である。

学力に課題のある子供の割合は、義務教育において十分な学力を身につけることができなかった場合は、将来、貧困に陥るリスクが高いと考えられる。

それから、朝食摂取の状況については、栄養の適切な摂取を確保して、発達段階に応じた生活習慣を確立することが、健やかな成育環境を確保し、将来の貧困を防ぐ上で重要と考えられることから、健康・生活習慣を把握する上で代表的と考えられる朝食摂取の状況を、全ての子供の状況について参考としてきちんと把握していくこととしたいと考えている。

このほか、所得階層ごとの状況を把握するなど、目標として設定している健やかな成育環境の確保の分野で様々掲げている。例えば自治体調査においても虫歯の状況とか家族のつながりなどを把握するものが見られるが、これについてはどうなのか。他方で、国全体としては、こういったものを把握する適切な統計などがないという課題もあることも事実であり、こういったところも含めて、いろいろと課題はあると考えている。

現在、生活保護世帯、ひとり親世帯、児童養護施設の子供の就職率が指標として設定されているが、就職率というのは、進学率と裏腹の関係にあると考えられる側面も持っていて、この就職率自体の数字をどう評価するのはなかなか

か難しい問題、課題があるとも考えている。

4 ページ。物質的剥奪指標である。第 1 回有識者会議で御報告したとおり、国の関連施策の実施状況や対策の効果等の検証評価に意義があるか、費用対効果の面からどう評価するかという面を中心に、検討を行った。

剥奪指標はEUを中心につくっているため、容易に考えられることは、EUのものをそのまま持ってくるということが一つ考えられる。ただ、EUとは、例えば教育に関する状況、あるいは文化的背景といった面が大きく異なっているため、EUで剥奪の項目として成立しても、日本では成立しない、あるいはその逆も考えられ、なかなか直接適用することは難しいのだろうと考えている。

仮に日本で剥奪指標をという話になれば、日本の実情を踏まえた独自の項目の設定が必要になってきて、これには相当の費用、作業量が必要となる。また、既存の統計でフィットするものがなかなかない状況であるため、もし定期的に行うとなると、これに要する費用や必要な体制なども、引き続き検討しなければいけないだろうと考えている。

検討する中では、先ほど山野先生から大阪の事例なども御紹介いただいたが、地域における子供の貧困の実態を把握する方法として、いわゆる物質的剥奪し得る項目を調べている例も様々見られるため、こうしたことも踏まえながらやっていく必要があると考えている。

最後に、平成29年度以降の課題について、3 ページに戻っていただきたい。指標そのものは大綱に規定をされているもので、指標の変更、追加のためには大綱を改正する必要がある。大綱の見直しそのものは5年ごとを目処に検討するとされている。今回、御議論していただき、我々として追加すべきと考えている指標については、当面は、25指標は大綱で定められたものであるため、これを補完する参考指标的な扱いとして位置づけていきたいと考えている。

御議論、御検討していただいて、得られた体系、追加すべき指標は、今後この有識者会議で、数値の動向をモニターしていただいて、貧困の実態把握や施策の効果検証などに活用していくとともに、問題点等もいろいろ御指摘をいただいて、さらなる改善等に結びつけていきたいと考えている。

物質的剥奪指標については、まだまだ課題があると考えているため、中期的な課題として引き続き調査、研究を行っていきたいと考えている。

(山野構成員)

1 点目。先ほど家庭教育と言ったが、大阪の調査の例でいうと放課後の子供の環境が全然違って、貧困世帯ほど多様な体験がない。家で1人であるとか、身内だけというということも顕著であった。朝食だけではなくて、文化活動をしているとかが入らないのかと思う。

それから、先ほど話に出た、親子で一緒にいる時間というのも短かった。一緒にいれればいいのかという点はあるが、その2点が考えられないか。家庭教育という視点でも、そういう必要性を感じた。

2点目。少し違った観点で、児童扶養手当が周知されているのかという話に加え、高校中退の話もいろいろなサービスを出しているが、当事者がそれを知っているのかということがある。指標として、制度改革や新しい施策がどの程度当事者に周知されているのかということが、指標に入らないのかと思った。

3点目。目標値を出す必要はないのかということである。例えば、出されている指標を5年間でどこまで目指すのかとの目標値を出す必要はないのかと思う。

最後に、剥奪指標をつくる必要性はすごく感じた。絶対的貧困みたいな反応がまだまだあり、剥奪指標をつくることによって見えてくるものがたくさんあると思う。大阪の話題でいえばスマホを持っていけば貧困と言えるのかみたいなバッシングがあった。所得で見た1本の貧困ラインで見るので、そういった話になりやすい。そうならないためにも、所得だけ見るのではない、剥奪指標は重要である。さらに、中央値の50%という一本で切って見るのではなく、EUが言っている中央値の60%未満なども見ていくことも非常に大事で、大阪で言えば50%以下の困窮度のみならず、50%と60%の間も困窮度として分析している。自治体によっては、この群が最もしんどいという結果も多くあった。とりあえず、剥奪指標を作ること、貧困ラインを1本の線で判断しないことなどから複合的に見るようになるような視点の導入を挙げたい。

(新保座長代理)

子供の貧困というのは、見えにくいものである。私たちはいろいろ調査研究をして、今、少しずつ明らかにしようとしている。しかし、今日の話題に出てこなかった部分が、ゼロ歳児である。ゼロ歳児というのは、子供が貧困状態で生まれてきた1年目のことを意味するが、その時期は子供の親にとっても生活が苦しい時である。その苦しい時に子供を出産する時期を迎えるため、貧困の連鎖を見る上で、子供がゼロ歳のときの親の状態と子の状態の両方を一度に見ることができるとても貴重な時点である。そのため、このゼロ歳児の時期に特に注目すべきと考える。

この時期についてのデータを整えることは、私たちの仕事として特に重要だと思う。

これを行うにあたり、ゼロ歳児のときの子供と親の状態、親の方については、出産する少し前の状態も含めて、その生活状態を調査する。その場合、誰にその調査を実施していただくのか、誰ならば実施しうるのかという点から考える

と、例えば、厚労省の乳児家庭全戸訪問事業などのところで、お願いするしかないのかなという感じがする。病院にお願いするという方法もあるのかもしれないが、そのあたりで、ゼロ歳児とその親の生活実態を把握することが特に必要である。

その上で、ゼロ歳児時点をベースとして、例えば、小学校1年生、中学1年生のときに、その子の生活状況がどう変わっていったのかということを追っていく。集団として追うのか個で追えるのかは調査手法上いろいろ考えるところがあると思うが、何らかの縦断研究を実施していく必要があると思う。どうにかして貧困の連鎖、なかでもゼロ歳児とその親の生活の実態を正確に理解するという努力を私たちは、今、すべきではないかと思う。

(宮本座長)

ゼロ歳からずっと追っていくというすぐれた調査は海外にはある。それに比較する日本のものがないということであるが、訪問事業は日本でも実際のところでは行われているので、それを使うことは、御提案いただいたとおり、可能性があるのではないかという感じはする。

(末富構成員)

私も、健康・生活習慣のところに乳幼児期の指標が入っていない現状の公的統計のあり方については、危惧を覚えている。

全国学力・学習状況調査は、小6時点での朝食の把握が最初であるが、その時点での把握だと余りにも遅すぎる。これは国家指標として早急な整備が必要である。特に、健康指標の朝御飯に限ったことではなく、健康指標全体について憂慮している。

もう1点、既存の政府統計調査等の活用の仕方についても、不登校率については高校中退率と同様に、生活保護世帯全世帯の指標があるべきである。

定時制高校の運営委員もさせていただいているが、定時制高校では、8割母子世帯、大体7割方が不登校経験者である。そのまま中退していくというパターンが非常に多いことは経験的には言われているが、この子たちの抱える困難を、まず高校入学以前に予防し、高校1年時点でのフォローアップができれば、定着できるはずだと確信はしている。ただ、そのための指標がない。

これは、文部科学省の問題行動調査のグレードアップである。よりよい方向に進んでいただくとできるのではないか。同じように、全国学力・学習状況調査も、現在の子供の世帯状況については平成25年度のデータしかないが、例えば公的制度利用状況について、例えば要保護、準要保護の利用状況等について、子供の状況と結びつけた分析ができるように一層の改善がいただけると、こう

した指標についても、よりよい形で出せるのではないか。

（武藤構成員）

まず、児童養護施設等の社会的養護の子供たちの状況で、今回、中卒後の就職状況、それから高卒後の就職状況等を含めて指標に入れていただいた。とりわけ今ゼロ歳の問題が出されたが、私たちの現状からすると、虐待を受けた子供たち、さまざまな障害を抱えている子供たちが入所した後の進路が問題となっている。現在、施設で長期入所になっていたり、高年齢児化している状況であるため、その子供たちの自立支援を考えると、生活支援で、22歳までの社会的養護の自立支援事業が創設されるため、22歳までは、こういう制度で拾えるのかなと思う。

虐待の問題や社会的養護の子供の貧困対策を考えると、貧困の連鎖という観点から、施設を出た子供たちが、5年後どうなっているのか、安定的な就労をできているのかどうか、健康状態とかを含めて、多くをチェックはできないにしても、5年後、例えば22歳とか23歳になったときに、子供たちがどういう状況なのかということもきちんと指標の中に入れるべきなのではないか。

いわゆる切れ目ない支援をしていくことが必要という観点から、出口だけではなく、出た後どうなっているのかということもきちんと検証していかないといけないのではないかと思う。その視点を指標にも盛り込んでいただきたい。

（松村構成員）

指標の考え方については、改めて何か大きな調査をして、指標を捉えていくということではなく、統計的に入ってくる情報をうまく工夫して、指標として見ていくことが大変重要だと思う。それが、経年的に比較できるということが大事である。

ただ、子供の貧困を実際に施策としてやっていこうと思うと、都道府県や市町村といった現場でどのようによりきめ細かにしていくかということが大きくなっており、自分のところで他と比べて何が一番課題なのかということを見つけないといけないのだと思う。

例えば、福祉に問題があるのか、あるいは教育委員会との連携に問題があるのか、それぞれの行政がどのように課題を抽出し、地域とネットワークをしながらより具体的に取り組んでいくのか。これがあって初めて、国全体の貧困対策が成り立っていくと思う。

その観点から、大綱に示された25項目もそうだが、今回の事務局提案の項目の中で、行政比較ができるかということ、母数が少なく、行政比較に耐えられない。例えば、京都府と他府県を比べられるかということ難しく、より比較が困

難になるので、指標の中にも必ず行政比較ができる指標を入れていただきたい。

（馬場構成員）

前回も申しあげたが、指標にもなっている高校進学率の推移で、生保世帯でも高等学校等進学率をみると90%を超える率にはなっているのに対し、全日制のみの進学率をみると、6割に達するかどうかである。不登校などの課題を抱えた子が様々な形で、多様な学び方で高校に行っている中で、ちゃんと自立まで結びつけていくために、様々な課題をクリアしていかなければいけないという前提がある。そういった部分で、まだまだこの指標に載っていない背景が、かなりあるのではないかと感じている。

今回の新たな指標の中にも、生活習慣の部分から教育にかかる部分まで、行政の中でも他部門の横断的な施策の展開をしていかないと、見える形で効果的な数値が上がっていかないと考えているため、国や自治体でより広域的な連携をしながら、子供たちの総合的な施策を展開していかなければいけないということを、改めて認識した。

（櫻井構成員）

町村の現状をお話しさせていただくと、国レベルの委員会では、詳細に子供の貧困対策についての施策が論じられており、アンケートなどを基に、深く認識をされているということは理解しているが、実際に現場の町村では、自分の町がどのような貧困問題を抱えているのか地域の実情を知らないところがほとんどだと思う。各町村は、非常に混乱をしている状況であります。

加えて、実際に子供の貧困問題になると教育や福祉、若者対策、女性の就労など多岐にわたるため、連携が非常に重要になってくると思う。

ところが、例えば、この委員会で検討した内容が自治体に流れてきたときに、一体どの課で誰がやるのだろうかということになるのが現状である。

そういう中で、利府町では、平成29年度に地域子供の未来応援交付金を活用し、やっとアンケート調査を実施することになった。現場を知らないと何が必要なのかわからないため、様々な項目を検討しており、今回の国が示す指標内容とある程度重なってくるようなアンケート内容にはなってきていると思っている。

しかし、宮城県内では交付金の申請をしているところはあまりなく、平成28年度も1件もなかった。県や市レベルでは、既に計画ができていて、アンケートも終わっているため、情報やデータから、これから何をやっていくのかということは見えていると思うが、町村サイドではまだまだそこまで行っていないので、私自身、こうした機会に各委員の御意見を聞いて勉強させていただいて

いる。国にお願いしたいことは、子供の貧困対策は、これまでの子ども・子育て支援事業計画と違って、義務ではなく、努力義務になっているため、必ずいつまで、何かをしなさいというものは、国からは通達されていない状況である。そのため、自治体はまだ動いていないところがほとんどである。しかし、子供の貧困対策はどこの自治体でも抱えている非常に重要な課題だと思うため、できれば、少し強く、自治体へのアプローチをしていただきたい。やはり、国や県、そして市町村が連携をしていかなければいけないと思うので、ぜひ、事業の内容説明や意見交換会など、町村への説明の機会をお願いしたいと思います。

また、町村での体制整備について、我々もどのようにしたらいいのか常に困っている。どこが中心になって進めていくのか。専門内容が違うため、それぞれの部署でももちろんやっては行くが、中心となってまとめるところは絶対つくらなければいけないし、自治体での体制整備も非常に重要になってくると思う。利府町では、子ども・子育て支援事業計画を進めるところが、子供の貧困対策の窓口になることが内部で決まっているが、全国的にはそこまでまだ決めていないところも多いのではないかなと思う。

最後に、今回示された国の指標については、本町のアンケートで必要としている内容がそのまま出ているため、これについてはすごくいい指標ではないかなと思っている。

(山野構成員)

指標としてそれぞれがサービスや事業を周知徹底したかということと同じで、何をしないといけないのかがなかなか市町村部では見えにくいということから、行政の中で横断的な連絡会がくれたのかということを入れていただくと、それをしていかないといけないということが見えてくるのではないかなと思う。

それと、例えば大阪では、各市町村それぞれ任せたら皆さん手を挙げられないため、都道府県の一つの役割として、共同実施で市町村を巻き込み、投げかけをして、促すような会議を何度も行われた。このように、市町村の役割と都道府県の役割と国の役割みたいなものがどこかで見えるようになっていただけたらと思う。

(西崎統括官)

本日、御議論いただいた「子供の貧困に関する見直しに当たっての方向性について(案)」については、いただいた御指摘等を踏まえ、必要に応じて一部修正等をさせていただいた上で「子供の貧困に関する見直しに当たっての方向性」案をとれた形とさせていただいて、近々公表させていただきたいと考えている。

今回、いろいろ御意見があったが、特に既存の統計以外でこういうものが必

要だという御意見がかなりあったかと思う。その代表的なものは、もちろん私どもがお示しした物質的剥奪指標になるわけだが、それ以外にも、追跡調査的なもの。あるいは地域別にとれないか、現在の調査を少し拡充できないかなど、さまざまな御提案をいただいた。今回の整理では、既存の統計で作成可能な範囲で体系化をまず試みたということであるので、そういったものは、今後の研究課題になるかと考えている。

この方向性についてという紙が、いわば概要みたいなものであり、別途、研究報告書のようなものも作成しているところであるので、いただいた御意見の中で、必ずしもこの方向性についてのほうに盛り込めない点、あるいは今後さらに検討すべき点については、そちらの報告書のほうに取り込むことも考えていきたいと思う。